

## 平成26年上尾市教育委員会2月定例会 会議録

- 1 日 時** 平成26年2月20日(木曜日)  
開会 午後2時09分  
閉会 午後3時55分
- 2 場 所** 上尾市役所 大会議室
- 3 出席委員** 委員長 細野宏道  
委員長職務代理者 本田直子  
委員 甲原裕子  
委員 吉田るみ子  
委員 岡田栄一  
教育長 岡野栄二
- 4 出席職員** 教育総務部長 遠藤次朗  
学校教育部長 講内靖夫  
教育総務部参事 綿貫健  
教育総務部 図書館長 嶋田一徳  
教育総務部次長 菅間茂久  
学校教育部次長 兼 学務課長 西倉剛  
学校教育部副参事 兼 指導課長 兼 教育センター所長 石塚昌夫  
学校教育部副参事 兼 学校保健課長 長島慎一  
教育総務部 総務課長 保坂了  
教育総務部 生涯学習課長 関孝夫  
教育総務部 スポーツ振興課長 平賀健治  
教育総務部 図書館次長 黒木美代子  
学校教育部 中学校給食共同調理場所長 吉田満  
書記 総務課主幹 堀口慎一  
総務課主任 桑名孝徳  
総務課主任 鈴木加代子
- 5 傍聴人** 0人

## 6 日程及び審議結果

### 日程第1 開会の宣告

### 日程第2 1月定例会会議録の承認

### 日程第3 会議録署名委員の指名

### 日程第4 議案の審議

議案第9号 上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について

【原案可決：議決第6号】

議案第10号 上尾市スポーツ推進計画の策定について

【原案可決：議決第7号】

議案第11号 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針案の策定について

【原案可決：議決第8号】

### 日程第5 協議

平成26年度上尾市教育行政重点施策の策定について

### 日程第6 教育長報告

報告1 平成25年度卒業（修了）証書授与式について

報告2 いじめに関する状況調査結果について

追加報告1 降雪による被害状況について

### 日程第7 今後の日程報告

### 日程第8 議案の審議

議案第7号 平成25年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について

【原案可決：議決第9号】

議案第8号 平成26年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について

【原案可決：議決第10号】

議案第6号 平成26年度当初教職員人事異動に係る内申について

【原案可決：議決第11号】

### 日程第9 閉会の宣告

## 7 会議録

### 日程第1 開会の宣告

(委員長) 皆様こんにちは。ただ今から、平成26年上尾市教育委員会2月定例会を開会いたします。本日は、傍聴の申出はありますか。

(総務課長) 申出はありません。

---

### 日程第2 前回会議録の承認

(委員長) 「日程第2 前回会議録の承認について」です。1月定例会会議録につきましては、すでにお配りをして、確認していただいておりますが、何か修正等があればお伺いします。いかがでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) それでは、署名をいただき、会議録といたします。

---

### 日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名

(委員長) 続きまして、「日程第3 本定例会の会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は、岡田委員にお願いいたします。

(委員) はい。

---

### 日程第4 議案の審議

(委員長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」です。本日は6件の議案が提出されておりますが、審議を始める前に、お諮りいたします。「議案第6号 平成26年度 当初教職員人事異動に係る内申について」につきましては、人事管理に係る案件であるため、会議を公開しないこととし、関係職員のみのお出席によって、議案の審議を行いたいと存じます。また、議案第7号及び議案第8号の2件の議案につきましては、市議会に提出することとなる案件であるため、審議を公開しないこととしますが、異議はありませんか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) それでは、異議がないものと認め、議案第6号から議案第8号までの3件の議案の審議につきましては、会議を公開しないものとして決定いたしました。また、この決定を受けまして、予定されていた本日の日程を変更いたします。まず、会議を公開して審議を行う議案第9号から議案第11号についての審議を行い、続いて、協議、教育長報告、今後の日程報告を行いたいと存じます。その後、非公開の会議として、市議会関係議案です議案第7号及び議案第8号の審議を行い、さらにその後、関係職員のみのお出席によって「議案第6号 平成26年度当初教職員人事異動に係る内申について」の審議を行いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

#### ○議案第9号 上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について

(委員長) 続きまして、「日程第4 議案の審議」です。それでは、「議案第9号 上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第9号につきましては、生涯学習課長より説明いたします。

～生涯学習課長挙手～

(生涯学習課長) 「議案第9号 上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について」です。議案書16ページをお開きください。まず、提案理由ですが、社会教育指導員については、その業務内容の専門性から継続的な任用が必要となることから、原則3年までとする現行の任期に関する制限を撤廃したいので、この案を提出するものです。改正の内容についてですが、議案資料の37ページをお開きください。この現行の第6条第2項の下線部分、「ただし、再任された場合における通算の在任年数は、原則として3年を超えてはならない。」と定めておりましたが、この第2項のただし書きを削るものです。なお、この規則の施行日は、公布の日とさせていただきます。以上です。

(委員長) 議案第9号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員挙手～

(委員) 質問です。原則としてとのことですが、今まで例外的な運用はなされていたのでしょうか。

(生涯学習課長) ご指摘のとおり例外的な運用はありました。4年目に入る時に他の公民館に異動をするなど、なるべく同じ公民館に3年以上配属されないように心掛けておりましたが、専門性を持って業務にあたっていたため、3年ではなく継続的に勤務ができるよう、このたび任用期間の撤廃をさせていただきます。

(委員長)他に質問等ありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長)ないようですので、これより採決いたします。「議案第9号 上尾市社会教育指導員設置規則の一部を改正する規則の制定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長)異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

### ○議案第10号 上尾市スポーツ推進計画の策定について

(委員長)続きまして、「議案第10号 上尾市スポーツ推進計画の策定について」説明をお願いします。

(教育長)議案第10号につきましては、スポーツ振興課長より説明いたします。

～スポーツ振興課長挙手～

(スポーツ振興課長)議案書の17ページをお願いします。「議案第10号 上尾市スポーツ推進計画の策定について」の提案理由ですが、平成24年3月27日付 上教ス515号で上尾市スポーツ推進審議会委員に上尾市スポーツ推進計画について諮問しておりました、スポーツ推進計画につきまして、平成26年2月14日付の答申を踏まえ、別添上尾市スポーツ推進計画を定めたいのでこの案を提出するものです。このスポーツ推進計画では、第1章で計画の概要を示しております。この計画ですが、平成23年公布、施行されたスポーツ基本法で、国民生活における多面にわたるスポーツの果たす重要性に鑑み、スポーツ立国の実現をめざし、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとし、スポーツ基本法の第10条第1項には都道府県及び市町村におけるスポーツ推進計画の位置付が明文化されております。上尾市では、昭和51年に行ったスポーツ都市宣言を踏まえスポーツ施設の整備やスポーツイベントなどの施策を数々行ってきました。また、第5次上尾市総合計画、上尾市教育振興基本計画を踏まえ、国のスポーツ基本計画や、埼玉県スポーツ推進計画を参酌しながら、「健康で活力に満ちたスポーツ活動の推進」を基本方針として、スポーツ施設の整備充実やスポーツ事業の充実など、取り組むべき5つの基本目標を定めた上尾市スポーツ推進計画となっております。また、計画の期間ですが平成26年から第5次上尾市総合計画の最終年の平成32年までの7年間としております。また、スポーツについてこの計画で定義いたしました。スポーツとは学校における体育・スポーツ活動や競技スポーツに加え、レクリエーションスポーツやフィットネス、ウォーキングなどの体を動かす活動全般をスポーツとしてとらえております。第2章では、上尾市のスポーツの現状と今後の課題で、現状を分析しながら、幾つか課題を抽出しております。市民意識調査により市民がスポーツに親しむ機会と場を求めていることから、上尾市のスポーツ施設やスポーツ事業、

スポーツ指導者の育成、スポーツ活動の支援、学校体育や部活動の現状を顧みることにより、それぞれの課題を抽出し、第3章においてそれぞれの基本目標ごとの取組についてまとめてあります。たとえば、スポーツ施設の充実では、身近な各種スポーツ施設の整備に対し、現状のスポーツ施設の整備充実を行うとともに、先日申し上げました、運動公園スポーツ施設の管理移管にあるように第2体育館の検討や新たな多目的グラウンドの整備検討を行うこと。スポーツ事業の充実では、ライフステージに応じた事業の充実や自らが行うスポーツだけではなく各種大会など観るスポーツの機会の提供を行うこと、スポーツ活動の支援では各種スポーツ団体の活動の支援とともに、子どものスポーツの機会の充実を図るため、子どもの体力向上地域連携事業の実施、充実などを行うものとしております。最後に、第4章でこの計画の推進には行政だけでなく、市民や、各種スポーツ関係団体、またPTAなど、医療機関や市内の実業団チームを含めた連携を必要とすることから、この計画の推進のためのそれぞれに期待される役割についてまとめてあります。以上です。

(委員長) 議案第10号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

(委員長) 前回、示していただいた時に比べ、目的等がより明確になっていると思います。ありがとうございました。

(委員長) その他になにかありますか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第10号 上尾市スポーツ推進計画の策定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

#### ○議案第11号 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針案の策定について

(委員長) 続きまして、「議案第11号 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針案の策定について」説明をお願いします。

(教育長) 議案第11号につきましては、指導課長より説明いたします。

～指導課長挙手～

(指導課長)「議案第11号 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針について」説明いたします。上尾市いじめの防止等のための基本的な方針を別添のとおり策定するものです。提案理由といたしましては、「いじめ防止対策推進法」が平成25年6月28日に公布、9月28日より施行されたことにより、国では平成25年10月に「いじめの防止等のための基本的な方針」を策定し、県では平成26年1月に「埼玉県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しております。上尾市では、いじめ防止対策推進法第12条の趣旨を踏まえ、国の基本方針を参酌し、国と県の動向を鑑み、上尾市におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進していくため「上尾市いじめの防止等のための基本的な方針案」を策定したいので、この案を提出するものです。

前回の定例教育委員会で、ご協議いただいた意見及び関係各団体、関係各課が参加した検討会議で協議いただいた内容を基に方針案として本日提出させていただいております。前回から大きく変更となった点は2点あります。1点目は、2ページにあります上尾市いじめ問題対策協議会の構成員です。新しく上尾市生徒指導推進協議会会長が加わりました。これは、上尾市生徒指導推進協議会は上尾市の生徒指導に関わる団体が参加している組織であるため、参加していただくこととしました。2点目は、2ページにある教育委員会の附属機関です。前回、「上尾市いじめ問題調査審議会」となっておりましたが、「上尾市いじめ問題調査委員会」と名称を変更しました。教育委員会の附属機関は、重大事態が発生し、学校における調査が困難な場合に調査を行うための組織であることを明確にし、名称も「問題調査委員会」としました。問題調査委員会の委員については、専門的な知識及び経験を有する者で、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者と規定しております。具体的な人選につきましては、今後行って参ります。文章中にある「特別の利害関係」とは、具体的には「顧問弁護士」等の上尾市と契約関係がある場合を指します。その他の部分は、文言・表現上の修正はありますが、前回と大きな変化はありません。続きまして、重大事態が発生した場合の対応について、「いじめ問題発生時の対応」を作成いたしましたので、補足説明をいたします。学校において「いじめ問題」が発生し、発見・認知した場合は、全てのいじめ問題が教育委員会に報告されます。学校では、「いじめ対策支援チーム」がいじめへの対応を行い、いじめの解消を目指します。「いじめ対策支援チーム」とは、基本方針6ページにある「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」となります。いじめ問題の発生の報告を受けた教育委員会は、当該いじめ事案が重大事態に該当する場合は、いじめの事実関係の調査を行う組織を決定いたします。また、同時に市長へ重大事態の発生について報告いたします。重大事態に該当するいじめについては、基本方針12ページに書いております。重大事態の調査は、基本的に学校が主体となりますが、学校が主体となり調査を行う場合は、「いじめ対策支援チーム」を母体として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を加えた組織が行います。教育委員会は人的支援を含めた適切な支援を行って参ります。一方、学校主体の調査が困難ある場合や、学校の教育活動に支障があると考えられる場合には、上尾市いじめ問題調査委員会が調査を行います。先程も説明させていただいたとおり、上尾市いじめ問題調査委員会は、第三者の参加を図った機関となります。調査では、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にし、客観的事実を速やかに調査します。調査の主体者は、調査終了後、調査結果を教育委員会へ報告いたします。教育委員会は、報告された調査結果を市長へ報告いたします。報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果の再調査を市長の附属機関等に指示を行います。市長の附属機関等については、今後、市長部局と連携して検討して参ります。再調査を行った市長の附属機関等の再調査結果は、市長へ報告され、報告を受けた市長は、市議会へ報告することとなります。以上は、

基本方針案に記述しております。上尾市基本方針の策定の今後の日程ですが、本日承認いただいた後に、市長部局の関係各課へと送り、市長の決裁を経て、策定となります。

(委員長) 議案第11号につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

~委員挙手~

(委員長) お願いします。

(委員) 附属機関を設置する場合の委員は、上尾市としてお願いするのでしょうか。

(指導課長) 上尾市いじめ問題調査委員会は教育委員会の附属機関として位置づけられますので教育委員会からお願いすることになります。

(委員) もし、重大事態が発生した場合、家族から教育委員会の選んだ委員では嫌だとの申出があった場合はどうするのでしょうか。

(指導課長) 14ページをお開きください。⑤になりますが、調査については問題調査委員会が中心となり、必要に応じて当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者でない者を職能団体、大学、学会から推薦等を受けることにより、公平性・中立性を確保するものとしております。

(委員) 「この方を委員として入れてください」など、家族からの申出があった場合はそうするのですか。

(指導課長) 意見を伺い、参酌しながら委員を決めてまいります。

(学校教育部長) この附属機関につきましては、今後、条例として規定していくものになります。現在、自殺に対する調査については、指導課長の説明のとおりとなりますが、その他の重大事態の場合についても、条例を策定していく中で、頂いた意見を加味しながら検討していく必要があると考えております。

(委員) よろしく申し上げます。

～委員挙手～

(委員長) お願いします。

(委員) これから条例を作るにあたって検討していくと言うことでよろしいでしょうか。

(学校教育部長) 上尾市いじめ問題調査委員会は、6月市議会に条例案を提出する予定です。その条例案を作っていく中で検討していくことで考えております。

(委員) いじめ問題発生時の対応で、※3は上尾市いじめ問題調査委員会を母体としたものなのでしょうか。例えば、自殺事案などの時には更に委員を加えていくようなこともあるのでしょうか。

(指導課長) 上尾市いじめ問題調査委員会については、常設とするため6月議会に条例案を提出する予定です。構成する委員については、条例案を作る中で検討していくこととなりますが、自殺事案などの場合には、必要があれば更に委員を加えることが可能であることを基本方針で定めております。

(委員) この段階では、検討中などと記載する必要はないのでしょうか。

(指導課長) この委員会については、必置としております。基本方針では、組織を置く事と、その概要を定め、細かなことは条例を定める上で議論して行きたいと考えております。

(委員) 前回協議の時に出了意見を受け、調査委員会と名称を変更したのですか。

(学校教育部長) 先日検討会を開きまして、教育委員会で出了意見として、議論いたしました。審議会であると、どうしても答申を受けることや、審議をするイメージがあるため、今回は、委員会の主目的が分かり易いよう調査委員会と変更をしました。

(委員) 今回方針の核は、この調査委員会だと思っています。万が一不幸なことがあった場合、この上尾市いじめ問題調査委員会が調査をすることになりますが、先程も質問でありましたが、家族の意見としては、例えばメディアに取り上げられた方や他の市などで実績のある方を入れて欲しいと要望があるかもしれません。その様な場合については、これから検討していくことになるのですね。

(委員) 条例を作っていく上で検討していくのですね。

(学校教育部長) 検討していくことになります。

(委員) 自殺など最悪の事態になった場合、家族は何も考えられなくなってしまうたりすると思います。条例を作る際には是非、細かく色々な事に対応できるように定めていただきたいと思います。

(委員長) そのほか意見等ありますでしょうか。

～委員全員から「なし」の声～

(委員長) ないようですので、これより採決いたします。「議案第11号 上尾市いじめの防止等のための基本的な方針案の策定について」原案どおり可決することに異議はありませんか。

～委員全員から「異議なし」の声～

(委員長) 異議がないものと認め、原案どおり、可決いたしました。

## 日程第5 協議

### ○協議 平成26年度 上尾市教育行政重点施策の策定について

(委員長) 続きまして、「日程第5 協議」です。協議事項といたしまして、「平成26年度 上尾市教育行政重点施策の策定について」が提出されております。説明をお願いいたします。

(教育長) それでは、「平成26年度 上尾市教育行政重点施策の策定について」総務課長から説明申し上げます。

～総務課長挙手～

(総務課長) 上尾市教育委員会では毎年、新年度に向け「上尾市教育行政重点施策」を策定しており、平成26年度においても上尾市教育振興基本計画に基づき、今日的な課題に的確に対応、即応し本市の教育の充実・発展に努めるものです。2ページをご覧ください。平成26年度上尾市教育行政重点施策ですが、上尾市教育振興基本計画の7つの基本目標とそれぞれの施策に沿った形であらわしており、2ページは施策の体系を網羅したものです。3ページが基本目標Ⅰに対する施策と重点的な取組、5ページが基本目標Ⅱに対する取組という構成になっております。内容を説明させていただきますと、例えばページを戻しまして3・4ページの基本目標Ⅰで説明します。右の表で施策1から施策5まであります。どれも大切な事業であり継続していくものですが、特に重点を置く事業として左ページの中段にある星印の付いたものである「さわやかスクールサポート事業（学級支援）」「教科用図書等整備事業」「小中学校 ALT 配置事業」「特別支援教育の充実」「学校特別支援学級設置事業（施設整備）」「原

市中学校特別支援学級開設」「西小学校通級指導教室の拡充」「幼稚園・保育所と小学校の連携推進事業」の9つの事業を挙げております。「さわやかスクールサポート事業（学級支援）」につきましては、通常学級に在籍する「発達障害」や「肢体不自由」など支援を要する児童・生徒に対し、きめ細やかな支援を行うことにより、充実した教育活動と円滑な学級運営を図っていくものです。サポーターの数も今年度より5人分増員の75人態勢をとれる予算が計上され、充実してきております。「魅力ある学校づくり事業」は各学校が教育課題の研究を通して、教員の指導力アップや保護者・地域から信頼される学校を築くことを目的に実施しており、研究委嘱等に取り組むことにより、一人一人の教員が指導方法の工夫改善を実践し、もって児童生徒一人一人の学力向上を図っていくこととし26年度も引き続き重点事業としております。「教科用図書等整備事業」につきましては25年度までは「準教科書・副読本整備事業」となっておりましたが、事務移管の関係もあり「教師用教科書」も加わることになったため事業名の変更を行っております。この事業につきましては教科用図書が発行されていない「体育科」・「保健体育科」の準教科書、「社会科」・「道徳」の副読本の作成・配布を行い授業内容の一層の充実を図るものです。「小中学校ALT配置事業」につきましても昨年度同様に重点事業と位置付けておりますが、グローバル化に対応した英語教育改革実施計画が進められる中、ALTを全校配置し、常に「生きた英語」を学ぶ環境を作り、英語教育、外国語活動の更なる充実を図ることとしております。「特別支援教育の事業」につきましては、特別支援教育担当者の各種研修会の実施し、専門的な知識や技能を習得することにより指導力や資質の向上を図ります。また、特別支援学級設置校と特別支援学校の交流を兼ねた合同作品展を開催することにより、障害のある児童生徒にとっての活躍の場、また、市民にとって障害のある児童生徒を理解する場として必要であることから推進していくものです。「小学校特別支援学級設置事業（施設整備）」につきましては、新規事業として小学校全校に特別支援学級を設置していく方針のもと予算付けが成される予定のものです。平成26年度は7校を整備、27年度は6校を整備することにより、既設の学校を合わせ22校全校に整備されることにより、現在は遠方からの通学を余儀なくされているところですが、今後は自分の住む通学区域に通えることになり、利便性を確保できるとともにノーマライゼーションの理念を確立していくものです。「原市中学校特別支援学級の開設」につきましては、26年度開設に向け、現在整備を行っているところですが、これにつきましては原市中学校区内で26年度より中学校の特別支援学級に進学する児童が6人予定されていたため、今年度の予算を流用し施設の整備を図ることといたしました。今年までは上尾中学校まで通わなければならなかったのですが、26年度からは原市中学校に通えることができ、利便性が確保できます。26年度は開設ということになりますので新規事業として取り組んでいきます。「西小学校通級指導教室の拡充」につきましては、本年度、予算付けがなされており、26年度開設に向けて整備していきます。現在、発達・情緒障害教室は東側の芝川小学校にしかなく、西側の拠点校として西小学校に設けて利便性を図るというものです。なお、現在も西小学校には難聴・言語教室が整っていることから、新たな開設ではなく「拡充」としてしております。「幼稚園・保育所と小学校の連携推進事業」につきましては幼・保・小が連携することにより、教職員間で子どもの状況や指導の経過などの共通理解が図られ、子どもの成長や学びの連続性が確保され、幼児期の教育の成果を小学校に引継ぐことができます。また、幼児期から小学校教育への円滑な接続を図ることを目的とした「接続期プログラム」を作成、活用を図ることにより、今、問題となっている小1プロブレムの解消につながるることとなります。26年度においては各幼稚園、保育所、小学校で作成、実践した接続期プログラムを冊子にし、各幼稚園、保育所、小学校に配付し紹介することによって他校等の実践を学び、自校等で作成したプログラムをより良いものに見直しを図っていく事としております。以上が基本目標Ⅰにおける26年度の重点事業としているものですが、同様に基本目標Ⅱから基本目標7まで重点事業として取上げ、実施していきたく考えております。また、施策の表に「新規」とあるのは新たに予算化された新規事業をあらわしております。

また、左上の前文につきましては基本目標を具体化する手法や26年度に重点を置く事業についての説明を加えたもので表しました。このように7つの基本目標があり、それぞれの基本目標に対し、多

い少ないはありますが、重点事業をピックアップさせていただきましたが、この項目は新規予算が計上されたものだけではなく、毎年実施していくべき重要な事業も当然、含まれております。このように、基本目標1から基本目標7まで関係各課において26年度の重点事業を挙げ、上尾市教育行政重点施策（案）とさせていただきます。なお、今回は協議とさせていただきますが、次回3月の定例会において採決をいただき、26年度の上尾市教育行政重点施策とさせていただきますので、よろしくご協議の程お願いいたします。また、今日は説明しませんでしたでしたが、別冊資料で教育行政重点施策の前年度との比較表がありますので参考としてください。以上、全体の説明はできませんでしたが説明が必要なところがあればお答えいたしますし、意見、質問等ありましたら、よろしくお願いたします。以上です。

（委員長）ありがとうございました。協議事項につきまして、説明いただきましたが、質疑、意見はありますか。

～委員挙手～

（委員長）委員お願いします。

（委員）この特別教室ですが、主に知的障害が対象でしょうか。それとも、身体障害が対象でしょうか。

（学務課長）特別支援学級は、知的障害、自閉症・情緒障害、または、肢体不自由の方や目の見えな方が対象です。設置する予定のものは、現在のところ、知的障害特別支援学級と自閉症・情緒障害特別支援学級の2学級を想定しております。

～委員挙手～

（委員長）委員お願いします。

（委員）22校設置するとのことですが、これは保護者の方からの要望が多かったからなのですか。

（教育長）要望が多かったからではなく、教育委員会として、今の特別支援教育の重要性を鑑み、市長のマニフェストにもあるように「子どもからお年寄りまですべてに優しい」にも通じるものがありますので、保護者の要望を先取りして積極的に各校に設置していくことにいたしました。今年度設置する、原市中学校の特別支援学級では、要望をいただいておりますが、他の地域も同様ではないかと考え、特別支援学級の充実に向け、財政とのやり取りをして設置できることになりました。26年度で7校、27年度で6校整備し、全校が揃うのは28年度からとなります。

（委員）各学校に何人くらい在籍となるかの見通しはあるのですか。

(学務課長) 想定はしております。

(学校教育部長) 昨年度、特別支援教育基本方針を策定した時に、検討委員会を立ち上げ、今後の上尾市の特別支援教育のあり方について検討いたしました。その中で、特別支援学級の需要についてデータを纏め、設置の計画を立てておりましたが、今年度も引き続き行っている検討委員会の中で出来るだけ早く設置したほうが良いだろうとなり、先程教育長が説明をしたとおり2年計画で整備していくこととなりました。

(委員) 例えば、保護者の方が支援員をつけて普通の学級に通わせたいとの要望があるかと思いますが、それは把握されていますか。

(学校教育部長) 実際に通う段階になって、保護者の方がどの様は判断をするかは分かりませんが、データとしましてはどの様な障害を持ち、どの様な支援が必要かは把握しております。

(委員) 小・中学校の特別支援学級に入ることの出来ない子どももいるのでしょうか。

(学務課長) 教育センターにて就学支援委員会を年に数回行っており、専門の方々と協議をしていく中で就学支援委員会としての判断を行います。その判断に基づいて保護者と協議を行い、上尾市の小・中学校に通えない場合は、県の特別支援学校に通うこととなります。

(委員) 新規事業のセカンドブックスタートですが、ブックスタートは0歳児からと言うことで分かり易いのですが、児童専用の読書パスポートを配布することで、セカンドブックスタートというのはニュアンスが伝わりづらいかと思います。検討いただければと思います。

(図書館次長) 平成20年から4ヶ月検診時に配布するブックスタートを始めたのですが、丁度5年、6年経ち、入学する年齢となってきましたので、それも含めて2番目の本に係る時期と言うことでセカンドブックスタートと名づけました。今回は本を配布するのではなく、図書館で作成した読書パスポートを児童に配布します。

(委員) この数ある事業ですが、以前から引き続けているものについては、点検評価等見れば分かるのですが、星印の付いている新規事業についての資料は無いのでしょうか。

(総務課長) 作成いたしまして、配布させていただきます。

(委員長) それでは、本件につきましては、3月27日の定例会に議案として提案されることとなります。会議終了後に意見などがある場合には、事務局までその旨ご連絡いただきますようお願いします。

## 日程第6 教育長報告

(委員長) 続きまして、「日程第6 教育長報告」です。教育長、お願いいたします。

(教育長) 本日は、2件の報告を通知させていただいておりますが、追加といたしまして、先日の降雪による被害状況を報告させていただきます

～学校教育部長挙手～

(委員長) 学校教育部長お願いします。

(学校教育部長) 「報告1 平成25年度卒業・修了証書授与式」について、学務課長より報告いたします。

～学務課長挙手～

(委員長) 学務課長お願いします。

### ○報告1 平成25年度卒業・修了証書授与式について

(学務課長) それでは、「報告1 平成25年度卒業・修了証書授与式」について報告申し上げます。本日お配りした「教育長報告」1ページをご覧ください。小学校の卒業証書授与式は、3月24日の月曜日に行われます。2ページに、御出席いただく学校等を載せてありますので、ご確認いただければと存じます。なお当日、皆様には「教育委員会告辞」を行っていただくこととなりますので、よろしくをお願いいたします。告辞文につきましては、3ページから5ページに案を載せてあります。これにつきましては、当日までに整えてお渡しいたします。中学校の卒業証書授与式は、3月14日の金曜日です。小学校と同様にご確認ください。なお小学校では、大石小学校・東小学校・東町小学校が退職校長校となります。中学校では、上尾中学校・太平中学校が退職校長校です。また、東小学校向原分教室及び東中学校向原分校は、3月18日の火曜日となっております。平方幼稚園は3月19日の水曜日に修了証書授与式が行われます。この2校につきましては、事務局職員が出席させていただくことになっておりますのでよろしくお願いいたします。以上、報告させていただきます。

～学校教育部長挙手～

(委員長) 学校教育部長お願いします。

(学校教育部長) 続きまして「報告2 いじめに関する状況調査結果について」指導課長より報告いたします。

～指導課長挙手～

(委員長) 指導課長お願いします。

#### ○報告2 いじめに関する状況調査結果について

(指導課長) 6ページ「報告2 いじめに関する状況調査結果」ですが、1月末までの状況につきまして、7ページのとおり報告いたします。小学校では、1月に2校で各1件、計2件を認知しましたが、いずれも解消しております。中学校では、1月に1件認知しておりますが、現時点では未解消となっております。2学期から未解消となっております、小・中学校各1件の問題は、継続して対応しております。グラフにはありませんが、2月は、本日現在、いじめの報告はありません。以上、報告いたします。

-----

～教育総務部長挙手～

(委員長) 教育総務部長お願いいたします。

(教育総務部長) 2月14日からの降雪による教育委員会の施設関係に関する被害状況について総務課長より報告いたします。

#### ○追加報告 降雪による被害状況について

(総務課長) 別冊の追加報告をご覧ください。教育施設の被害状況を報告いたします。所管課ごとになっておりまして、大きなものについて説明させていただきます。総務課といたしましては、大石小学校と芝川小学校の駐輪場が倒壊、いずれも片持ち式の駐輪場で雪の重みにより前に倒れてしまいました。怪我人等はありません。太平中学校と西中学校のプールの日除けも同様に倒壊しております。その他、樹木の枝折れは多数ありました。上平中学校第2グラウンドの樹木の枝が折れ、隣の農地に落ち、ビニールハウスの骨組みを曲げてしまいました。他には隣地に迷惑を及ぼしたものではありません。次に生涯学習課ですが、5番目の平方文化財収蔵庫1、2共に雪の重みで屋根にゆがみが発生したとの事です。なかでも、収蔵庫2に付きましては、鉄骨が損傷し建物倒壊の恐れがあるとの事です。教育センターですが、雪とその後の大雨により、大きな雨漏りが生じております。2階が特にひどく、2階全体が川の様になり、電気系統が全く駄目になりました。2月17日は空調、照明が使用できない中での業務となりました。2月18日には照明が使用できるようになり、暖房については学校の体育館用器具を使用いたしました。以上です。

-----

(教育長) 報告は以上です。

(委員長) ありがとうございました。報告につきまして、何か質問、意見等ありますか。

## **日程第7 今後の日程報告**

(委員長) 続きまして今後の日程報告をお願いします。

～総務課長挙手～

(委員長) 総務課長をお願いします。

(総務課長) 2月22日土曜日 スポーツ講演会をコミュニティセンターで開催します。3月14日金曜日 中学校卒業証書授与式がありますので各委員におかれましては各学校の入場時間にお越しくださるようお願いします。3月16日日曜日 中央小学校改築事業の竣工式典を開催します。開式が2時となりますので15分程度早めにお越しください。3月24日月曜日 小学校卒業証書授与式がありますので中学校同様、お願いします。また、同日14時に教育委員会臨時会を開催しますので出席をお願いします。3月27日木曜日 教育委員会3月定例会を14時より開催します。4月1日月曜日 小中学校新採用・転任教職員等着任式があります。上尾小学校で執り行いますので受付時間内にお越しください。4月4日金曜日 上尾市学校評議員委嘱式及び研修会を上尾市文化センターにて9時30分に開式となりますのでお越しください。4月8日火曜日 午前中に小学校の入学式、午後中学校の入学式がありますので後日、ご案内いたします。4月24日木曜日 教育委員会4月定例会を16時より予定しております。4月25日金曜日 上尾桶川伊奈教育委員会連絡協議会の理事会及び総会を行います。時間は追って報告します。以上です。

(委員長) ありがとうございます。そのほか、委員の皆様から、意見、要望がありましたら、お願いいたします。

----- [以下、非公開の会議] -----

## **日程第8 議案の審議**

### **○議案第7号 平成25年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について**

(委員長) ここからは、非公開の会議といたします。「議案第7号 平成25年度上尾市一般会計補正予算に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

### **○議案第8号 平成26年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について**

(委員長) 続きまして「議案第8号 平成26年度上尾市一般会計予算に係る意見の申出について」説明をお願いいたします。

**○議案第6号 平成26年度当初教職員人事異動に係る内申について**

(委員長) 続きまして「議案第6号 平成26年度当初教職員人事異動に係る内申について」につきましては、関係職員のみのお出席によって、議案の審議を行いたいと存じますので、よろしくお願いたします

----- [以上、非公開の会議] -----

**日程第9 閉会の宣告**

(委員長) それでは、以上で、予定されていた日程はすべて終了いたしました。これをもちまして、上尾市教育委員会2月定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。